

# 杉並区職員措置請求監査結果

(非常勤監査委員報酬に関する住民監査請求)

(平成21年8月)

杉並区監査委員

## 目 次

第1	請求の受付・受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	
(1)	主張事実の要旨	1
(2)	措置請求の要旨	3
4	監査委員の除斥	3
5	要件審査	3
第2	監査の実施	
1	請求人の証拠の提出及び陳述	4
2	監査項目	4
3	監査対象	4
第3	対象部局の抗弁	4
第4	監査の結果と判断	
1	監査結果	6
2	判断	6
第5	要望	8
資料		
1	措置請求書	9
2	関係法令	
2 - 1	地方自治法（抜粋）	13
2 - 2	杉並区監査委員の給与等に関する条例	15
2 - 3	杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例	19
3	抗弁書	21

ホームページ掲載にあたり、請求人名は仮名とし、住所等は省略して掲載しています。また、資料3「抗弁書」の掲載は省略しました。

なお、省略した資料については、区政資料室及び杉並区立各図書館でご覧いただけます。

## 第1 請求の受付・受理

### 1 請求人

A

### 2 請求書の提出

平成21年7月9日

### 3 請求の内容

請求人が提出した非常勤監査委員報酬に関する「住民監査請求書」(以下、「措置請求書」という。)は別添(資料-1)のとおりであるが、請求人の主張事実及び措置請求についての要旨は、次の(1)及び(2)のとおりである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 平成21年5月29日、前年5月30日就任の杉並区議員選出監査委員・井口かづ子氏および松浦芳子氏が任期を約2年間残したまま退任を表明した。理由はあきらかにされていない。これを山田宏区長はただちに承認し、後任監査委員として区議の関昌央氏と河津利恵子氏を選任して、同日臨時議会を招集、議案を提出して議決を求めた。議会はこれを可決し、関・河津両氏は同月30日付で監査委員に就任した。

上記4名に対して杉並区は、5月分監査委員報酬として月額報酬の満額である15万1000円をそれぞれ支払った。新任の2人は、5月30日、31日の2日の在任しかないので5月分報酬を満額で支給した。両日はそれぞれ土曜日、日曜日で閉庁日にあたり、監査会議などの仕事はなかった。一方、任期途中で突如辞任した前任者2人についても、月途中の5月29日に辞任しているにもかかわらず同月分を満額で支出した。前任者2人の就任時期はちょうど1年前の20年5月30日で、その際にも同年5月分を満額支給されている。

以上のような経過をたどり、5月分報酬の2人分計30万2000円が余分に支出される結果となっている。

イ 杉並区非常勤監査委員の報酬をさだめているのは「杉並区監査委員の給与等に関する条例」だが、同条例が拠って立つ地方自治法は次のようにうたう。

#### 第203条の2

1項 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2項 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3項 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4項 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法 203 条の 2 第 2 項の趣旨について、2009 年 1 月 22 日大津地裁判決（平成 19 年行ウ 10 号）はこう解釈している。

〈…非常勤の職員については、これに対する報酬は、生活給としての意味を全く有さず、純粹に勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有することから、原則として、勤務日数に応じてこれを支給すべきものとし、ただ、非常勤の職員については、法が一般的な定義規定を置いておらず、それぞれの普通地方公共団体の実情として、勤務実態が常勤の職員と異ならず、月額あるいは年額で報酬を支給することが相当とされる職員がいるなど、特別な事情がある場合も想定されることから、そのような場合には、上記原則の例外として、条例で特別の定めをすることになり、勤務日数によらないで報酬を支給することを可能にしたものと解される〉（判決文 29～30 ページより引用）

新監査委員となった関氏と河津氏の 5 月の勤務実態についてみると、5 月 30 日が土曜日、31 日は日曜日で、いずれも閉庁日だった。監査委員会議が開かれた形跡はなく勤務実態はいっさい認められない。それにもかかわらず 1 ヶ月分全額の報酬 15 万 1000 円が支払われたのは、上記判決にもあるとおり、地方自治法がうたう報酬規定の趣旨をあきらかに逸脱している。

前任監査委員の井口かづ子氏、松浦芳子氏についても、月途中の 5 月 29 日に辞任しながら月額報酬の満額 15 万 1000 円を支給されている。これも上記と同じ理由で違法・無効である。両氏は前年 5 月 30 日の就任で、その際に 5 月分報酬を満額で支給されている。実際の在任日数は 365 日で、ちょうど 1 年間だが、報酬は 5 月が一回多い 13 ヶ月分という矛盾した現象をもたらしている。

井口氏と松浦氏が監査委員在任中に受け取った月額報酬とは、すなわち、08 年 5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、09 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月の 13 ヶ月分である。

「杉並区監査委員の給与等に関する条例」第 2 条は「議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額 15 万 1000 円とする」と定めているものの、月半ばで就退任がなされた場合の規定は特にない。同時に、任期が 1 日でもあれば仮に勤務実態が皆無でも月額を満額で払え、とする規定もまたない。わずか 2 日の在任日数で月額を全額支払っているのは、「月額制」の欠陥を熟知したうえで月額制を規定した条例を濫用した、きわめて悪質な公金支出である。

ウ 監査委員の交替にともなって 1 ヶ月分の報酬が前任者と後任者の両方に重なって支払われるという行為は、杉並区の場合、すくなくとも平成 7 年度以降、慣例的に行われてきた。議員選出の監査委員は毎年交替するのが慣例で、報酬

の予算は年間 13 ヶ月分で組むのが普通になっている。2人×13 ヶ月＝26 ヶ月分の報酬を毎年支払っているということは、交替月には区議委員を4人採用しているに等しい。あるいは、年間で見ると  $26 \div 12 = 2.1666 \dots$  人を雇用していることになる。杉並区監査委員条例で定めた監査委員の定数は、常勤1人、識見委員1人、区議委員2人の4名である。実態はこの定数規定にも違反している。

エ 平成7年度から21年度までさかのぼり、これまで二重に支払われてきた報酬の累計額は、区議選出委員分28ヶ月422万8000円、非常勤識見委員2ヶ月分の60万6000円を加えると、合計483万4000円にも達する。区民は長年にわたり不当な負担を強いられてきた。もたらした結果は重大である。

東京都内の他区をみると、たしかに杉並区同様、議員選出の監査委員に対して月額報酬の二重払いをしているケースは多数ある。しかし一方で、▽条例に基づいて交替月の報酬は日割り計算にする、▽条例の規定はないが日割りで按分計算をする、▽前任者の退任日を月の末日に設定、新任者の就任日も月の1日にして二重払いを避ける——という取り組みをしている区も存在する。二重払いをあらためる方向へ、区行政の流れは動いている。

もし、条例の「月額制」ゆえに二重払いはやむを得ない、と杉並区執行部が考えているとすれば、怠慢、責任のがれ、あるいは開き直りでしかない。税金運用の矛盾に気がついた時点でただちに改善努力をするのが、公職についているものの責務である。

オ 地方自治法にのっとり、非常勤監査委員報酬は「勤務日数に応じてこれを支給する」のを原則とするべきだ。本来2人分ですむところを、井口・松浦・関・河津各氏の4人に21年5月分の満額報酬計60万4000円を支出した区の行為はこれに違反する。必要な措置をとられたい。

## (2) 措置請求の要旨

平成21年年5月29日付で退任した前監査委員の区議会議員・井口かづ子氏および同松浦芳子氏に支払われた5月分監査委員報酬計30万2000円、同月30日付で新監査委員に就任した、区議会議員関昌央氏と同河津利恵子氏に対して支給された5月分監査委員報酬計30万2000円——の各支出は、新旧各委員の在任日数の実態を超えている。違法・無効であるため、返還を求めるなど必要な措置をとるよう求める。

## 4 監査委員の除斥

関昌央委員及び河津利恵子委員は、本件請求について、地方自治法第199条の2の規定に基づき、7月16日の監査委員会議で除斥とした。

## 5 要件審査

本件措置請求は地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成21年7月16日、受理することを決定した。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月31日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人が陳述を行い、また、新たな証拠の提出があった。

### 2 監査項目

議員選出の監査委員に対する、平成21年5月分の監査委員報酬の支出に違法または不当があるか否かを直接の監査対象とし、区長に対して返還請求権の行使を求めるか否かを判断する。

### 3 監査対象

区長部局を監査の対象とし、抗弁書の提出を依頼し、関係書類の調査を行った。

## 第3 対象部局の抗弁

平成21年7月24日付けで、区長から抗弁書（資料-3）が提出された。抗弁書の概要は、次のとおりである。

### 1 平成21年5月分の非常勤監査委員報酬の支出について

請求人は、非常勤監査委員である議員のうちから選出される委員（以下「議選委員」という。）に対する平成21年5月分報酬は、2人分計30万2000円が余分に支出される結果となっており、月額制を規定した条例を濫用したきわめて悪質な公金支出である、と主張している。

非常勤監査委員の報酬額については、杉並区監査委員の給与等に関する条例第2条第3項で、「議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額十五万千円とする。」とあり、報酬は月額である旨、規定されている。

また、報酬の支給方法については、同じく第5条第2項の規定により、「杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける委員の例による。」と定められており、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号で「月額をもって定められた報酬は、その者が委員長又は委員の職についた当月分から、任期満了・辞職・失職・解職・死亡等により、その職を離れた当月分までを支給する。」と規定されている。

議会の同意を得て区長が選任した議選委員として、平成20年5月30日から平成21年5月29日まで井口かづ子委員、松浦芳子委員が在任し、同年5月30日から関昌央委員、河津利恵子委員が就任している。

議選委員の報酬は、この選任状況を受け、杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例に則り、各委員に対し適法に支出したものであり、本年5月に議選委員に対する報酬を、2人分余分に支出した事実はない。

### 2 非常勤監査委員報酬の月額制について

請求人は、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項に基づき、非常勤監査委員報酬は、月額制ではなく、「勤務日数に応じてこれを支給する」ことを原則とすべきだ、と主張している。

議選委員の報酬については、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書に、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定されており、上記 1 で述べたとおり、杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例で、月額報酬額と支給方法を規定している。

議選委員の職務には、監査委員会議や例月出納検査等へ出席するだけでなく、監査資料等の自宅での事前検討やその職責を遂行するために調査研究を行うなど、監査委員会議等への出席日数では計測できない多くの職務を行っている。

以上のことから、議選委員の報酬を勤務日数に応じて支給するのではなく、条例で報酬を月額支給することを規定することは、適法な措置である、

### 3 議選委員数について

請求人は、議選委員の交替月には区議委員を 4 人採用しているに等しく、杉並区監査委員条例で定めた監査委員の定数は、常勤 1 人、識見委員 1 人、区議委員 2 人の 4 名であり、実態はこの定数規定にも違反している、と主張する。

杉並区の監査委員の定数は、地方自治法第 195 条第 2 項の規定により 4 人とされており、議選委員の数については、杉並区監査委員条例第 2 条において、「議員のうちから選任する監査委員の数は、二人とする。」と定めている。

議選委員の選任は、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき杉並区長が議会の同意を得て選任している、

本年 5 月 29 日付けで議選委員である井口かづ子委員、松浦芳子委員が辞職したため、同日開催された区議会において杉並区長が新たな議選委員の選任の同意の提案を行い、議会の同意が得られ、同年 5 月 30 日付けで関昌央委員、河津利恵子委員が議選委員として就任した。

以上のことから、本年 5 月における議選委員の数は、29 日まで井口かづ子委員、松浦芳子委員の 2 人であり、30 日からは関昌央委員、河津利恵子委員の 2 人となっており、議選委員数について、地方自治法及び杉並区監査委員条例に反する違法な事実はない。

### 4 監査委員の任命について

監査委員の任命については、任期満了や辞職の申し出があった場合について、できるだけ空白期間を置かないよう、発令手続きを行っている。

本件については、井口かづ子委員及び松浦芳子委員より平成 21 年 5 月 29 日に辞職の申し出があり、同日の区議会本会議において、関昌央議員及び河津利恵子議員の選任同意を経て、翌 30 日付で発令したものであり、適正な手続きによるものである。

## 第4 監査の結果と判断

### 1 監査結果

本件措置請求については、監査を担当した二名の監査委員の合議により、次のように決定した。

本件措置請求における請求人の主張は理由がないものと認め、本件請求を棄却する。

### 2 判断

請求人の主張は、平成21年5月29日に監査委員2名が辞職し、翌30日に新しい監査委員2名が就任したが、辞職した2名と新たに就任した2名の監査委員との双方、計4名に、5月分の月額報酬が満額支払われていることについて、地方自治法第203条の2第2項が「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する」ことを原則としていることなどを根拠に、何らかの必要な措置をとることを区に求めるものである。明示はされていないものの、請求の趣旨などからみて、「何らかの必要な措置」としては、勤務日数に応じて日割り計算をし、2名分の月額報酬におさまるように返還を求めることなどを想定しているものと判断される。

これに対して、杉並区長の抗弁書は、非常勤監査委員の報酬額は杉並区監査委員の給与等に関する条例第2条第3項で月額である旨規定されており、また、報酬の支給方法については、同条例第5条第2項の規定により「杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける委員の例による。」と定められているところであるが、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号は「月額をもって定められた報酬は、その者が委員長又は委員の職についた当月分から、任期満了・辞職・失職・解職・死亡等により、その職を離れた当月分までを支給する。」と規定しており、これに則って適法に支出したものである、としている。

さて、監査にあたって、杉並区長の抗弁書に述べられた条例の適用関係などを精査したが、問題はなく、適切に適用されていることを確認した。請求人は、2 請求の原因 の(二)において「月半ばで就退任がなされた場合の規定は特にない」としているが、杉並区長の抗弁書に記載されたとおり、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号で「月額をもって定められた報酬は、その者が委員長又は委員の職についた当月分から、任期満了・辞職・失職・解職・死亡等により、その職を離れた当月分までを支給する。」と規定されているのであって、請求人の主張には誤解がある。

請求人は請求の趣旨を補強する論拠として、地方自治法が勤務日数に応じて支給することを原則としていること、また、月額報酬制度をとりながらも、交替月の支払いについては日割り計算を行い、調整している区が多いことなどを挙げ、陳述ならびに新たな証拠の提出においても強調している。また、平成21年1月22日大津地裁判決を援用し、監査委員の報酬については、地方自治法が例外的に認めた月額報酬の対象にはならず、勤務日数に応じて支給するという原則に戻るべきだ、といった趣旨も述べている。



しかし、地方自治法が勤務日数に応じて支給することを原則としていることについては、請求人も認めているとおり、条例で特別の定めをすることが認められている。確かに、大津地裁判決は「月額報酬を支出してはならない。」と判示しているが、この判決の対象になっているのは、県の労働委員会委員、収用委員会委員、選挙管理委員会委員であって、非常勤監査委員の報酬を直接対象にしたものではない。むしろ、平成19年5月30日大阪高裁判決は、月額報酬制を定めた医療保健センターの監査委員に対する報酬条例について、「医療保健センターの監査委員は非常勤の公務員であるから、その報酬を巡る法律関係について、民法の規定の適用の余地はなく、地方自治法及び同法に基づいて制定された条例によるべきものであると解されるところ、同法に基づいて制定された報酬条例は、同法（特に203条2項ただし書き）の趣旨に反するものではないと解される」として、月額報酬制をとる条例を明確に適法としているのである。

最後に、月半ばの就退任において、一月分の報酬を支払うことの適否についてであるが、これは、報酬を月額によって支払うとする制度から派生する支給形態の一つである。日割り計算など別個の制度をとるかどうかは、条例に委ねられているものと見るべきであって、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号を、直ちに違法と断じる根拠はない。

なお、以上のほか、毎年同時期に、議員選出の監査委員が退任することについても請求人は言及しているが、それは、5月分の月額報酬が4名分支払われる原因となる事実ではあるものの、月額報酬支払いの当否そのものとは別の問題である。

以上から、平成21年5月分の月額報酬の支払いは、条例に基づいて適切に行われたものと認定できるのであって、請求人の主張には理由がないものと認める。

## 第5 要望

監査結果は以上のとおりであり、現行の法令等から見る限り、請求人の主張には理由がないものと判断したところである。しかし、多くの場合、正味12月の在任期間に13月の報酬が支払われていることについては、様々な意見のありうるところである。今回の杉並区長の抗弁書においても、こうした制度を採用する積極的な理由の説明はなかった。むしろ、こうした制度は多くの区において、日割り計算などに改められていることを踏まえ、杉並区においても早期に今後のあり方を検討し、区民に対する説明責任を果たされることを要望する。

# 資料 1

(平成 21 年 7 月 9 日 杉監査第 2106 号収受)

## 住民監査請求書

### 1 請求の趣旨

①2009 年 5 月 29 日付で退任した前監査委員の区議会議員・井口かづ子氏および同松浦芳子氏に支払われた 5 月分監査委員報酬計 30 万 2000 円、②同月 30 日付で新監査委員に就任した、区議会議員関昌央氏と同河津利恵子氏に対して支給された 5 月分監査委員報酬計 30 万 2000 円——の各支出は、新旧各委員の在任日数の実態を超えている。違法・無効であるため、返還を求めるなど必要な措置をとるよう求める。

### 2 請求の原因

#### (一)

2009 年 5 月 29 日、前年 5 月 30 日就任の杉並区議員選出監査委員・井口かづ子氏および松浦芳子氏が任期を約 2 年間残したまま退任を表明した。理由はあきらかにされていない。これを山田宏区長はただちに承認し、後任監査委員として区議の関昌央氏と河津利恵子氏を選任して、同日臨時議会を招集、議案を提出して議決を求めた。議会はこれを可決し、関・河津両氏は同月 30 日付で監査委員に就任した。

上記 4 名に対して杉並区は、5 月分監査委員報酬として月額報酬の満額である 15 万 1000 円をそれぞれ支払った。新任の 2 人は、5 月 30 日、31 日の 2 日の在任しかないのに 5 月分報酬を満額で支給した。両日はそれぞれ土曜日、日曜日で閉庁日にあたり、監査会議などの仕事はなかった。一方、任期途中で突如辞任した前任者 2 人についても、月途中の 5 月 29 日に辞任しているにもかかわらず同月分を満額で支出した。前任者 2 人の就任時期はちょうど 1 年前の 2008 年 5 月 30 日で、その際にも同年 5 月分を満額支給されている。

以上のような経過をたどり、5 月分報酬の 2 人分計 30 万 2000 円が余分に支出される結果となっている。

#### (二)

杉並区非常勤監査委員の報酬をさだめているのは「杉並区監査委員の給与等に関

する条例」だが、同条例が拠って立つ地方自治法は次のようにうたう。

#### 第 203 条の 2

1 項 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 項 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 項 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 項 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法 203 条の 2 第 2 項の趣旨について、2009 年 1 月 22 日大津地裁判決（平成 19 年行ウ 10 号）はこう解釈している。

〈…非常勤の職員については、これに対する報酬は、生活給としての意味を全く有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有することから、原則として、勤務日数に応じてこれを支給すべきものとし、ただ、非常勤の職員については、法が一般的な定義規定を置いておらず、それぞれの普通地方公共団体の実情として、勤務実態が常勤の職員と異ならず、月額あるいは年額で報酬を支給することが相当とされる職員がいるなど、特別な事情がある場合も想定されることから、そのような場合には、上記原則の例外として、条例で特別の定めをすることになり、勤務日数によらないで報酬を支給することを可能にしたものと解される〉（判決文 29～30 ページより引用）

新監査委員となった関氏と河津氏の 5 月の勤務実態についてみると、5 月 30 日が土曜日、31 日は日曜日で、いずれも閉庁日だった。監査委員会会議が開かれた形跡はなく勤務実態はいっさい認められない。それにもかかわらず 1 ヶ月分全額の報酬 15 万 1000 円が支払われたのは、上記判決にもあるとおり、地方自治法がうたう報酬規定の趣旨をあきらかに逸脱している。

前任監査委員の井口かづ子氏、松浦芳子氏についても、月途中の 5 月 29 日に辞任しながら月額報酬の満額 15 万 1000 円を支給されている。これも上記と同じ理

由で違法・無効である。両氏は前年5月30日の就任で、その際に5月分報酬を満額で支給されている。実際の在任日数は365日で、ちょうど1年間だが、報酬は5月が一回多い13ヶ月分という矛盾した現象をもたらしている。

井口氏と松浦氏が監査委員在任中に受け取った月額報酬とは、すなわち、08年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、09年1月、2月、3月、4月、5月——の13ヶ月分である。

「杉並区監査委員の給与等に関する条例」第2条は「議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額15万1000円とする」と定めているものの、月半ばで就退任がなされた場合の規定は特にない。同時に、任期が1日でもあれば仮に勤務実態が皆無でも月額を満額で払え、とする規定もまたない。わずか2日の在任日数で月額を全額支払っているのは、「月額制」の欠陥を熟知したうえで月額制を規定した条例を濫用した、きわめて悪質な公金支出である。

### (三)

監査委員の交替にともなって1ヶ月分の報酬が前任者と後任者の両方に重なって支払われるという行為は、杉並区の場合、すくなくとも平成7年度以降、慣例的に行われてきた。議員選出の監査委員は毎年交替するのが慣例で、報酬の予算は年間13ヶ月分で組むのが普通になっている。2人×13ヶ月＝26ヶ月分の報酬を毎年支払っているということは、交替月には区議委員を4人採用しているに等しい。あるいは、年間でみると $26 \div 12 = 2.1666 \dots$ 人を雇用していることになる。杉並区監査委員条例で定めた監査委員の定数は、常勤1人、識見委員1人、区議委員2人の4名である。実態はこの定数規定にも違反している。

### (四)

平成7年度から21年度までさかのぼり、これまで二重に支払われてきた報酬の累計額は、区議選出委員分28ヶ月422万8000円、非常勤識見委員2ヶ月分の60万6000円を加えると、合計483万4000円にも達する。区民は長年にわたり不当な負担を強いられてきた。もたらした結果は重大である。

東京都内の他区をしてみると、たしかに杉並区同様、議員選出の監査委員に対して月額報酬の二重払いをしているケースは多数ある。しかし一方で、▽条例に基づいて交替月の報酬は日割り計算にする、▽条例の規定はないが日割りで按分計算をする、▽前任者の退任日を月の末日に設定、新任者の就任日も月の1日にして二重払いを避ける——という取り組みをしている区も存在する。二重払いをあらためる

方向へ、区行政の流れは動いている。

もし、条例の「月額制」ゆえに二重払いはやむを得ない、と杉並区執行部が考えているとすれば、怠慢、責任のがれ、あるいは開き直りでしかない。税金運用の矛盾に気がついた時点でただちに改善努力をするのが、公職についているものの責務である。

(五)

地方自治法にのっとり、非常勤監査委員報酬は「勤務日数に応じてこれを支給する」のを原則とするべきだ。本来2人分ですむところを、井口・松浦・関・河津各氏の4人に2009年5月分の満額報酬計60万4000円を支出した区の行為はこれに違反する。必要な措置をとられたい。地方自治法第242条第1項の規定により、以上事実証明をもって、必要な措置を請求します。

以上

2009年7月9日

請求者

A

杉並区監査委員 四居誠・茂木信・関昌央・河津利恵子 殿

注 請求人が提出した請求書の内容を可能な限り原文のまま掲載した。

なお、請求人が平成21年7月31日に提出した証拠については、掲載を省略した。

地方自治法（抜粋）

〔昭和二十二年四月十七日法律第六十七号〕

〔報酬及び費用弁償〕

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。





## 資料 2 - 2

### 杉並区監査委員の給与等に関する条例

平成三年六月二十八日  
条例第十六号

〔注〕平成一七年一二月から改正経過を注記した。

改正	平成 三年 十一月二九日 条例第三一号	平成 四年 三月三〇日 条例第五号
	平成 五年 三月一〇日 条例第一号	平成 七年 三月一四日 条例第一号
	平成 九年 三月二一日 条例第一号	平成一〇年 三月二五日 条例第四号
	平成一一年 一月二三日 条例第四〇号	平成一二年 三月二二日 条例第二一号
	平成一三年 三月 七日 条例第六号	平成一七年 一月二 六日 条例第四一号
	平成一八年 三月二〇日 条例第一一号	平成一八年 六月三〇日 条例第二九号
	平成一八年 一月一八日 条例第三五号	平成一九年 一月二七日 条例第四一号
	平成一九年 一月二七日 条例第四二号	

(目的)

第一条 この条例は、杉並区監査委員(以下「監査委員」という。)の給料、旅費その他の給与並びに報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料及び報酬)

第二条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの(以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、次のとおりとする。

- 一 代表監査委員 月額 六十九万円
- 二 その他の監査委員 月額 六十七万円

2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの(以下「非常勤の監査委員」という。)の報酬の額は、次のとおりとする。

- 一 代表監査委員 月額 三十二万三千元
- 二 その他の監査委員 月額 三十万三千元

3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額十五万円とする。

一部改正〔平成一九年条例四一号〕

(旅費及び費用弁償)

第三条 監査委員が公務のため旅行するときは、順路により旅費を支給し、又は費用を弁償する。

2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例(昭和五十年杉並区条例第十号。以下「旅費条例」という。)中九級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第十七条第一項第四号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合」と、第十八条第一項第五号中「公務上の必要により第三号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第二十一条第一項中「二千二百円」とあるのは「三千元」と、第二十三条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千元」と、別表第二中「一三、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」として、これらの規定を適用する。

一部改正〔平成一八年条例一一号・二九号・三五号〕

(その他の給与)

第四条 常勤の監査委員に対しては、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支

給する。

- 2 地域手当の月額、第二条第一項各号に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に百分の十四・五を乗じて得た額とする。
- 3 通勤手当の額は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。
- 4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、三月に支給する場合には百分の三十、六月に支給する場合には百分の百八十、十二月に支給する場合には百分の百八十五を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。
  - 一 給料月額に地域手当の月額を加えた額
  - 二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額
  - 三 給料月額に百分の二十五を乗じて得た額
- 5 退職手当は、常勤の監査委員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。常勤の監査委員が任期満了等により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び常勤の監査委員となったときもまた同様とする。
- 6 退職手当の額は、退職の日における給料月額に勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額とする。ただし、勤続期間に一年未満の端月数があるときは、月割計算による。
- 7 前項の規定による勤続期間の計算は、常勤の監査委員となった日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。
- 8 第五項の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、刑事事件に関し退職した場合等における退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の適用を受ける職員の退職手当について定められているものの例による。

一部改正〔平成一七年条例四一号・一九年四一号〕

（支給方法等）

第五条 給料及び前条第一項に定める手当（退職手当を除く。）の支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 2 報酬の支給方法及び支給期日は、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十一号）の適用を受ける委員の例による。
- 3 旅費及び費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東京都杉並区行政委員会の委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 平成二十年一月一日から同年三月三十一日までの間における第三条第二項の規定の適用については、同項中「九級」とあるのは、「八級」とする。

追加〔平成一九年条例四二号〕

附 則（平成三年十一月二九日条例第三一号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
（平成三年規則第七六号で平成三年一月二日から施行）
- 2 この条例による改正後の東京都杉並区長等の給与等に関する条例の規定、東京都杉

並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、東京都杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、東京都杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定及び東京都杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定（以下「改正後の条例の規定」という。）は、平成三年十月一日から適用する。

- 3 この条例による改正前の東京都杉並区長等の給与等に関する条例の規定、東京都杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、東京都杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、東京都杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定及び東京都杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、既に支給した給与及び報酬については、改正後の条例の規定に基づく内払とみなす。

附 則（平成四年三月三〇日条例第五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月一〇日条例第一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都杉並区長等の給与等に関する条例の規定、東京都杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、東京都杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、東京都杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定及び東京都杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定（以下「改正後の条例の規定」という。）は、平成四年十二月一日から適用する。
- 3 この条例による改正前の東京都杉並区長等の給与等に関する条例の規定、東京都杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、東京都杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定及び東京都杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、既に支給した給与及び報酬並びに東京都杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により、既に支給した報酬及び期末手当については、改正後の条例の規定に基づく内払とみなす。

附 則（平成七年三月一四日条例第一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都杉並区長等の給与等に関する条例の規定、東京都杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、東京都杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、東京都杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定及び東京都杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定（以下「改正後の条例の規定」という。）は、平成六年十二月一日から適用する。
- 3 この条例による改正前の東京都杉並区長等の給与等に関する条例の規定、東京都杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、東京都杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定及び東京都杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、既に支給した給与及び報酬並びに東京都杉並区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により、既に支給した報酬及び期末手当については、改正後の条例の規定に基づく内払とみなす。

附 則（平成九年三月二一日条例第一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都杉並区長等の退職手当に関する条例の規定、東京都杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び

東京都杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成一〇年三月二五日条例第四号）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第十六条の二の規定、第三条の規定による改正後の杉並区長等の退職手当に関する条例第五条の規定、第五条の規定による改正後の杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第七条第二項の規定及び第六条の規定による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例第四条第六項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成一一年一月二三日条例第四〇号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は平成十二年一月一日から、第十六条の改正規定、第二十九条第二項の改正規定（ただし書を加える部分に限る。）、第三十条第二項の改正規定及び附則第十項から第十三項までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二二日条例第二一号）抄

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年三月七日条例第六号）抄

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月二六日条例第四一号）

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二〇日条例第一一号）抄

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成一八年六月三〇日条例第二九号）

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）杉並区監査委員の給与等に関する条例の規定（中略）は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一〇月一八日条例第三五号）

- 1 この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年一月二七日条例第四一号）

- 1 この条例は、平成二十年一月一日から施行する。
- 2 平成二十年三月に支給する期末手当についてのこの条例による改正後の（中略）杉並区監査委員の給与等に関する条例第四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「百分の三十」とあるのは、「百分の六十五」とする。

附 則（平成一九年一月二七日条例第四二号）抄

- 1 この条例は、平成二十年一月一日から施行する。（後略）

## 資料 2 - 3

### 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和三十一年十二月二十日

条例第二十一号

〔注〕平成一八年六月から改正経過を注記した。

改正	昭和三二年一二月二三日条例第一七号	昭和三四年 七月 一日条例第一六号
	昭和三五年 四月 一日条例第七号	昭和三五年一二月二八日条例第一九号
	昭和三六年 三月二二日条例第五号	昭和三七年 三月三一日条例第五号
	昭和三九年一〇月二六日条例第四〇号	昭和三四年 三月三一日条例第四号
	昭和三四年 九月一八日条例第三〇号	昭和三七年 七月 三日条例第二二号
	昭和三七年 九月二八日条例第二四号	昭和三九年 二月二八日条例第一号
	昭和三〇年 三月二五日条例第一六号	昭和三一年一〇月 一日条例第二九号
	昭和三二年一二月一四日条例第二八号	昭和三四年 六月二九日条例第一七号
	昭和三四年一二月二八日条例第三二号	昭和三六年一二月 一日条例第四一號
	昭和三〇年 三月三〇日条例第五号	昭和三〇年一二月三〇日条例第二八号
	昭和三三年 三月一四日条例第二号	平成 元年一二月一一日条例第三〇号
	平成 二年 三月三〇日条例第四号	平成 三年 六月二八日条例第一六号
	平成 三年一二月二九日条例第三一號	平成 五年 三月一〇日条例第一号
	平成 七年 三月一四日条例第一号	平成一二年 三月二二日条例第二一號
	平成一八年 六月三〇日条例第二九号	平成一八年一〇月一八日条例第三五号
	平成一九年 三月一三日条例第四号	

( 通則 )

第一条 杉並区行政委員会の委員(杉並区選挙管理委員補充員を含む。以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。

( 報酬 )

第二条 委員の報酬は、別表のとおりとする。

( 報酬の支給方法 )

第三条 報酬は、日額及び月額報酬を受ける者に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。

一 日額をもつて定められた報酬は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、その者が委員長又は委員の職についた当月分から、任期満了・辞職・失職・解職・死亡等により、その職を離れた当月分までを支給する。

2 月額報酬を受ける委員長及び委員が、委員の職を離れた後、その月に再び委員に就職した場合の当月分の報酬は、前項第二号の規定にかかわらず、離職のときの職にしたがい、第二条の定める額の一月分を支給する。ただし、再就職した委員がその月に委員長の職に選挙された場合の当月分の報酬は、委員長の報酬による。

3 前項の委員であつて、委員長の職にある者が辞職等により、委員長の職を離れた後、その月に再び委員長に選挙された場合の当月分の報酬は、第一項第二号の規定にかかわらず、委員長としての報酬一カ月分を支給する。

( 報酬の支給期日 )

第四条 報酬は、日額及び月額報酬を受ける者に対し、それぞれ次に定める期日に支給する。ただし、委員が退職・失職又は死亡したときは、その期日前においてもこれを支給することができる。

一 日額をもつて定められた報酬は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他委員の職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月十日までに支給する。

二 月額をもつて定められた報酬は、毎月分を、その月の二十五日から末日までに支給する。

(費用弁償)

第五条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の八種とし、その額は、杉並区長等の給与等に関する条例(昭和三十二年杉並区条例第十五号)の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。

3 旅費の支給方法は、杉並区職員の旅費に関する条例(昭和五十年杉並区条例第十号)の適用を受ける職員の例による。

一部改正〔平成一八年条例二九号・三五号・一九年四号〕

注 附則及び別表は掲載を省略した。